

公益財団法人

日本バウンドテニス協会

アスリート委員会（部会）規程

一般財団法人日本バウンドテニス協会 アスリート委員会規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人日本バウンドテニス協会（以下本会という）指導委員会規程第15条に基づき分科部会としてアスリート委員会（以下委員会という）を設置し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 委員会は、本会の目的を達成するため、バウンドテニス競技に関するあらゆる事案について、アスリートの立場から本会に加盟する競技愛好者の意見を取りまとめ、本会の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成ならびにバウンドテニス競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を果たすために、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により次の各事項について協議し、意見を取りまとめ理事会に答申または報告する。

- (1) 競技環境の改善や整備に関すること
- (2) 競技方法等の研究と競技力向上に寄与すること
- (3) ジュニアプレイヤーのサポート環境の整備とその改善に関すること
- (4) プレーヤーのモラル向上とインテグリティ教育や啓発に関すること
- (5) アンチ・ドーピングについての啓発に関すること
- (6) 本協会主催事業に協力し、バウンドテニス競技の普及発展に寄与すること
- (7) その他プレイヤーに関すること

第2章 委 員

(委員の構成)

第4条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以内

(3) 委員 15名以内

(現役アスリート男女各1名以上、アスリート経験者男女1名以上)

(委員の資格)

第5条 現役アスリートとは、全日本選手権大会に過去3年以内に出場した者とする。

2. アスリート経験者とは、過去に全日本選手権大会に出場した経験を有する者とする。
3. 委員は、本協会倫理規程に違反したことがなく、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者とする。

(委員の選任)

第6条 委員長は、会長が任命する。

2. 副委員長および委員は、会長が指名し、委嘱する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 任期満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。
3. 委員は、任期満了しても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員の解任)

第8条 委員長および委員が次の各号の一に該当するときは、会長が、それぞれ解任することができる。

- (1) 当法人の名誉を棄損したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(委員の報酬)

第9条 委員には、報酬を支給することができる。

2. 委員の報酬は、「諸謝金に関する規定(内規)」をもって定める。

第3章 委員会

(委員会)

第10条 委員会は、委員をもって構成する。

2. 委員会は、委員長が招集し、年1回以上開催する。
3. 委員会は、事務局長および理事が同席して開催するものとする。
4. 会長、副会長、専務理事、常務理事は、会議に出席し意見を述べるができる。

(議 長)

第11条 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(決 議)

第12条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し（リモート出席を含む）、その過半数の同意をもって可決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第13条 議長は、会議終了後すみやかに議事録を作成し、出席委員1名とともに署名のうえ、理事会に提出する。

第5章 補 則

(その他)

第14条 この規程の改廃については、理事会の決議による。

付 則

この規程は、令和5年6月24日から施行する。

沿 革

令和5年6月24日 制定